

第13回 久慈市農業委員会議事録

- 1 日 時 令和8年3月19日（木）13時30分～15時00分
- 2 場 所 市役所大会議室
- 3 議 事 議案第1号 農地法第3条の規定による許可について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可について
議案第3号 農地法の適用外証明願いについて
議案第4号 農用地利用集積等促進計画案について
議案第5号 贈与税の納税猶予に関する適格者証明について
議案第6号 不動産取得税の徴収猶予に関する適格者証明について
協議事項 令和8年度最適化活動の目標の設定等について
報告事項(1) 久慈湊小学校移転改築事業に伴う農地転用の工事期間
変更について
報告事項(2) 農地改良等届出書の提出について
報告事項(3) 農地法第3条の3第1項の届出書の提出について
報告事項(4) 会務報告
報告事項(5) 事務局職員の任免について
- 4 出席者 農業委員及び農地利用最適化推進委員 25名(別添名簿のとおり)
- | | | |
|-----|------|------|
| 事務局 | 事務局長 | 澤口紀子 |
| | 農地係長 | 大道学 |
| | 主任 | 長代美穂 |
| 農政課 | 課長 | 木地谷淳 |
| | 主査 | 大崎純 |
| | 主査 | 下館佳奈 |

第13回 農業委員会議出席者名簿

出席…○

農 業 委 員		
議席	氏 名	出席
1	外 里 明 美	
2	三 上 昌 明	○
3	鹿 糠 勢津子	○
4	木 村 晴 子	○
5	安堵城 克 芳	○
6	宇 部 文 人	
7	鹿 糠 勇	○
8	内久保 宏 明	○
9	大鹿糠 正 行	○
10	成 田 晃 彦	○
11	米 澤 豊	
12	宇 部 慎 二	○
13	中 塚 義 弘	○
14	上 村 信 志	○
15	田 村 英 寛	

農地利用最適化推進委員		
地区	氏 名	出席
久慈	間 健 倫	○
久慈	城 内 仲 悦	○
小久慈	岸 里 卓 見	○
宇部	大 崎 惠 作	○
大川目	小 倉 明	○
長内	佐 藤 正 義	○
夏井	中川原 広 志	○
侍浜	桑 田 孝 一	○
山根	松野下 富 則	
山形	二 橋 光 博	○
山形	石羽根 忠 志	○
山形	長 内 幸 一	○
山形	下 舘 定 一	○
山形	下 舘 靖	○
山形	大 上 和 義	○

5 会議の内容

	発言主旨
13:30 開会 内久保職務代理者	ただ今から第 13 回久慈市農業委員会議を開会いたします。本日、田村会長欠席のため、代わりに議長を務めさせていただきます。よろしく申し上げます。
事務局長	本日は、1 番外里委員、6 番宇部文人委員、11 番米澤委員、15 番田村委員、松野下推進委員より欠席通告がありましたのでご報告します。以上です。
内久保職務代理者	<p>それではこれより議事に入ります。議事録署名委員及び会議の書記の指名を行います。久慈市農業委員会会議規則第 10 条に規定する、議事録署名委員及び書記を当職から指名させていただくことで、ご異議ございませんでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>異議なしということですので、議事録署名委員には、12 番宇部慎二委員、13 番中塚委員、お願いします。書記には事務局の大道係長を指名いたします。</p> <p>それでは議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可についてを議題とします。事務局より議案の説明を願います。</p>
長代主任	<p>議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可についてです。土地の表示、譲渡人、譲受人、申請事由は記載の通りとなっております。本申請地ですが、譲渡人は、相続により取得した農地ですが、自身で耕作できないことから、当該農地付近で農業を行っている譲受人に売買するもので、売買額は〇〇万円と伺っております。本件につきましては、前回、2 月の会議にて、3 条許可された〇〇町の農地に隣接する場所になります。また、譲受人も同一の人物となります。</p> <p>次に付議番号 2 番に移ります。付議番号 2 番、土地の表示、譲渡人、譲受人、申請事由は記載の通りとなっております。本申請地は、現在、休耕地となっている農地を、隣接地で耕作している農業者に売買するものとなります。売買額は 2 筆で合計で〇〇万円と伺っております。</p> <p>付議番号 3 番、土地の表示、譲渡人、譲受人は申請事由は記載の通りとなっております。本申請地ですが、譲受人の母親が今回の農地の北に位置する住宅に住んでおり、農地とともに住宅を購入し、耕作したいことから、売買するものとなります。売買額は〇〇万円と</p>

	発言主旨
	伺っております。 付議番号 4 番、土地の表示、譲渡人、譲受人、申請事由は記載の通りです。本申請地ですが、農業者である譲受人に賃貸借を設定するので、貸借期間は 10 年。貸借料は 2 筆合計で、年額〇〇円と伺っております。8 ページの地籍図上では、斜線を引いた部分が今回の申請地となります。以上で議案第 1 号の説明を終わります。
内久保職務代理者	事務局の説明が終わりました。続きまして現地調査員からの報告をお願いいたします。付議番号 1 番、2 番につきましては、中川原推進委員よりお願いいたします。
中川原推進委員	3 月 17 日、事務局 2 名と私で現地調査をして参りました。付議番号 1 ですが、場所は〇〇地と〇〇駅の間になります。規模拡大ということなので、何ら問題ないと思われます。 付議番号 2、場所は道の駅を挟んで向かい側になります。現状休耕地になっていますが草刈等がされていて、すぐに田んぼとして耕作できる状態です。こちらも規模拡大とのことなので何ら問題ないと思われますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。
内久保職務代理者	次に付議番号 3 番、4 番につきましては、大崎推進委員お願ひします。
大崎推進委員	付議番号 3 について 3 月 17 日、事務局 2 名と、現地確認をいたしました。現地は、〇〇から 150m ぐらい入ったところです。先ほど事務局で説明した通りですが、譲受人のお母さんがここに 1 人で住んでおり、その隣の畑を購入して自家用野菜を作りたいということでしたので、何ら問題ないと思ひます。 付議番号 4、場所は〇〇センターのハウスの裏側になります。その農地にブロッコリーやピーマン等作るということで、もうすでに耕作してありました。何ら問題ないと思ひます。よろしくご審議お願ひします。
内久保職務代理者	議案第 1 号につきまして、事務局と現地調査員の報告が終わりました。それでは、質疑をお受けします。 (「なし」の声) 質疑を打ち切ります。採決いたします。議案第 1 号について、特に意見がないものとしてよろしいですか。

	発言主旨
	<p>(「異議なし」の声)</p> <p>意見がないものとして決しました。それでは議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。</p>
長代主任	<p>議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可についてです。</p> <p>付議番号 1 番、2 番は関連がありますので、一括でご説明いたします。土地の表示、譲渡人、譲受人、転用事由はそれぞれ記載の通りです。本申請地ですが、製材工場の敷地を拡大するための転用となります。筆数は全部で 4 筆、合計面積は 2,870 m²となります。主に木材置き場として利用する目的で、契約内容は売買です。売買価格は、総額で〇〇万円と伺っております。地籍図ですが、①番は付議番号 1 番の農地、②は付議番号 2 番の農地を表します。また、当申請地のうち地番〇〇については、土地の上に住宅が建っていることを確認しております。実際には、今回の申請者の前の持ち主が建設したということで、今回の申請者本人は、違反行為者ではないため、農地法上は始末書の提出義務はないところですが、無断転用の経緯確認のため事情説明という意味での顛末書を提出してもらうこととなっております。以上で議案第 2 号の事務局からの説明を終わります。</p>
内久保職務代理者	<p>事務局の説明が終わりました。現地調査委員からの説明をお願いします。上村委員。</p>
上村委員	<p>農地法第 5 条の申請に係り、現地の確認をして参りましたので報告いたします。3 月 16 日、岸里推進委員と私、事務局 2 名で現地調査をして参りました。事務局でも説明があったとおりの同じ場所ですので一括で説明させていただきます。</p> <p>申請地は〇〇から 100m ぐらいのところに、株式会社がありまして、道路を挟んで真向かいになります。道路側 2 筆は、草刈もされており、何ら問題がないと思いますが、その他の 2 筆は、手入れもされず、草も生い茂っており丸太を積んでいる状態でした。致し方ないのかなと思って見てきましたけども、審議の方よろしく願いいたします。</p>
内久保職務代理者	<p>議案第 2 号につきまして質疑を許します。</p> <p>(城内推進委員 挙手)</p> <p>城内推進委員。</p>

	発言主旨
城内推進委員	材木置き場にしたいという説明でしたが、譲受人はチップを作っている会社ですよね。昔、他の会社でチップ工場の拡張をするという話が出てきて、地域住民から反対があって頓挫したことがあるんです。住宅地における、動力の量の制限というのがあって、できなかったという経緯があったんです。この計画の中に、工場をさらに大きくするという計画はないのですか。単なる木材の置き場というだけの拡張なのか確認させてください。
長代主任	提出された申請書の中には、敷地の拡大ということで、工場自体を大きくするわけではなく、置き場の敷地を拡大するという内容でして、工事内容も特に土地造成をするわけではなく、傾斜がある部分の高低差をなくして、平らに盛土をしてその上に木材を置くということで聞いております。規模を大きくするものではないと認識しております。以上です。 (城内推進委員 挙手)
内久保職務代理者	城内推進委員。
城内推進委員	確かあの一帯は都市計画の区域に入っているはずだと思うんです。今言ったような、動力の制限がある地域ですので、そういう経過があったことは、お知らせしておきたいと思います。以上です。
内久保職務代理者	補足説明があるそうです。事務局お願いします。
長代主任	売買額ですが、付議番号 1 番は総額〇〇万円、付議番号 2 番は〇〇万円でした。補足説明します。以上です。
内久保職務代理者	その他ございませんか。 (「なし」の声) それでは質疑を打ち切ります。採決します。議案第 2 号について特に意見がないものとしてよろしいですか。 (「異議なしの声」) 意見がないものとして決しました。それでは、議案第 3 号農地法の適用外証明願いについてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

	発言主旨
長代主任	<p>議案第 3 号農地法の適用外証明願いについてです。付議番号 1 番、土地の表示、願出人は記載の通りです。本申請地ですが、当初は畑として耕作していたとの事です。現在の所有者が相続した後、近くの採石場から土砂を入れ、かさ上げなどを行ううちに耕作放棄が進み、ごみ集積所が設置されるなど、長期間が経過したことから農地として耕作できなくなり申請されたものとなります。</p> <p>付議番号 2 番、土地の表示、願出人は記載の通りです。本申請地ですが、住居地から遠い場所にある農地だったことから、相続した当時からすでに耕作放棄が進んでおり、山林化してしまったため、適用外証明を申請するものとなります。</p> <p>付議番号 3 番、土地の表示、願出人は記載の通りです。本申請地は、車道から自宅までの通路として、申請者本人及び隣接する住居に住む住民の方と共に利用している状況ということです。周囲の宅地化が進み、住宅が増える過程で通路となってしまったとのことで、今回申請が出されたものです。以上で議案第 3 号の説明を終わります。</p>
内久保職務代理者	<p>事務局の説明が終わりました。続きまして、現地調査員からの報告をお願いします。付議番号 1 番は大崎推進委員をお願いします。</p>
大崎推進委員	<p>付議番号 1 番について、現地調査をしましたのでご説明いたします。3月17日、事務局 2 名と現地を確認しました。昔は田んぼでしたが、減反政策等もあり、今現在はご両親とも亡くなり、申請者は県外で仕事をしておりましたので、ほとんど立ち会っていないわけです。草刈はしていますが、雑種地でいいのではないかと見てきました。以上です。</p>
内久保職務代理者	<p>付議番号 2 番と 3 番につきましては、岸里推進委員をお願いします。</p>
岸里推進委員	<p>3月16日、事務局 2 名と上村委員さんと私の 4 人で現地を見て参りました。場所は長内町方面に行き、〇〇を少し過ぎた細い山道を進んでいき、道が狭く車では入っていくことができない所でした。周辺は大人の手がやっと回るくらいの杉の木が生い茂っておりまして、とても畑とは思えませんでした。約 40 年くらいの前のことですので、仕方がないのではないかと見てきました。</p> <p>付議番号 3 番、場所は長内町〇〇地区、小屋畑川の工事中のところ、〇〇のより 100m ぐらいのところ。すでに砂利が敷かれ、道路として使われておりました。ご審議を求めたいと思います。以上</p>

	発言主旨
	でございます。
内久保職務代理者	議案第 3 号につきまして事務局と現地調査員の報告が終わりました。質疑を許します。 (成田委員 挙手) 成田委員。
成田委員	議案第 3 号の付議番号 1、農地から雑種地になると税金は上がると思います、特に目的もないのに願い出があったということですか。
長代主任	すでに農地ではないので、現況に合わせて登記するためということだと思います。
内久保職務代理者	その他ございませんか。 (「なし」の声) 質疑を打ち切ります。採決いたします。議案第 3 号について特に意見がないものとしてよろしいですか。 (「異議なし」の声) 意見がないものとして決しました。次の議案については農業委員会法第 31 条の規定、議事参与の制限により、9 番大鹿糠委員は退席をお願いします。 (大鹿糠委員 退室) それでは、議案第 4 号、農用地利用集積等促進計画案についてを議題といたします。事務局より議案の説明を願います。
大道係長	議案第 4 号農用地利用集積等促進計画案についてご説明いたします。令和 7 年度農用地利用集積等促進計画案が提出されたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定により、農業委員会の意見を求めとなっております。農地中間管理機構を通じて農地の売買を行うものとなります。農地の譲渡人、譲受人は、それぞれ記載の通りとなります。譲受人は水田として利用するものと農政課から伺っております。売買金額は〇〇万円と伺っております。以上で議案第 4 号の説明を終わります。
内久保職務代理者	議案第 4 号について質疑を許します。 (城内推進委員 挙手) 城内推進委員。

	発言主旨
城内推進委員	<p>以前、譲渡人から相談を受けたことがありました。中間管理機構を通じての方法もありますという事をお伝えしていましたので、よかったですと思っています。</p>
内久保職務代理者	<p>その他ございませんか。 （「なし」の声） 質疑を打ち切ります。採決いたします。議案第 4 号について、特に意見がないものとしてよろしいですか。 （「異議なし」の声） それでは議案第 4 号につきましては、特に意見がないものとして決しました。 大鹿糠委員の入室をお願いします。 （大鹿糠委員 入室） 次に、議案第 5 号贈与税の納税猶予に関する適格者証明について及び議案第 6 号不動産取得税の徴収猶予に関する適格者証明については関連がございますので、一括して議題とすることによろしいでしょうか。 （「異議なし」の声） 事務局説明願います。</p>
長代主任	<p>議案第 5 号贈与税の納税猶予に関する適格者証明及び議案第 6 号不動産取得税の徴収猶予に関する適格者証明についてです。贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予について、説明いたします。親などから、農地の生前贈与を受けた方で、一定の要件を満たしている方は、贈与税の納税猶予という特例を受けることができます。同様に、贈与や売買により農地を取得した場合に課税される不動産取得税についても、一定の要件を満たすことで、徴収猶予という特例を受けることができます。贈与税は国の税金、不動産取得税は県の税金となりますが、この猶予の制度を継続して受けるためには、3年に1回の申請が必要となっており、その際に、農業委員会が発行する適格者証明書の添付が必要となっております。21 ページには、贈与税の納税猶予に関わる適格者証明を申請した対象者が載っております。23 ページには、不動産取得税の徴収猶予に関わる適格者証明を申請した対象者が載っております。適用年度の欄には、それぞれ農地の贈与または取得した年度を表示しておりますので、対象者がこの年以降、継続して農地を耕作していることを証明するものと</p>

	発言主旨
	<p>なります。なお今回の対象者 2 名については、事前に該当地区の委員に対象者が現在も引き続き耕作していることを確認しております。この 2 名について、適格者であることを証明することについて農業委員会の意見を求めます。以上で議案第 5 号及び 6 号の事務局からの説明を終わります。</p> <p>(間推進委員 挙手)</p>
内久保職務代理者	間推進委員。
間推進委員	生前贈与した人は、すべて申請が可能になるんですか。この方はなぜ適用になったんですか。そこを教えてください。
内久保職務代理者	私も申請をしたことがあるのですが、すべての人ではなく、あくまでも本人の申請によって適用されるか否かです。今回議案に載っている方については、新規ではなく継続で、これを引き続き受けたいということのようです。
間推進委員	申請すれば特例が受けられ、しなければ受けられないということですか。これから私たちは、農業委員として相談を受けた場合どのように説明したらいいんでしょうか。納税猶予の特例がよくわかりません。
長代主任	<p>贈与を受けた方で、一定の要件を満たしている者は、特例を受ける権利があります。しかし、申請するかしないかはご本人次第になります。おそらく前はもっと申請していた方が多くいらっしゃったと思うんですが、色々事情があり、申請をされない方が増えてきているのかもしれませんが。今回の申請者は、3 年に 1 回継続して議案に載っている方になります。こちらから申請をしてくださいということではなく、あくまでも権利がある方ご本人が、農業委員会に証明を申請するということになります。以上です。</p> <p>(城内推進委員 挙手)</p>
内久保職務代理者	城内推進委員。
城内推進委員	これは前からあって、昭和 39 年にできた制度です。生前贈与なので一括でやらなければいけなかったと思いますが、農家を継いでいくために必要な軽減制度です。これがないと後継者育成にもつながら

	発言主旨
	ないと思いますので、こういう制度があるということを、農業委員会として広報していただければ、周知につながるのではないかと思いますし、相談を受けたら知らせることが大事だと思います。 (間推進委員 挙手)
内久保職務代理者	間推進委員。
間推進委員	農地を持続させるための法律、農家の人が以後ずっと農家を継続していくために特例として課税を猶予しましょう、ということだと思います。確かに宅地化が進んでくると、農業をされていないかもしれません。ですから、それを農業委員会として3年に1回はきちんとチェックして下さいということだと思うんです。 そこを事務局として説明してほしいと思いました。
城内推進委員	先ほどの事務局の説明で、現地の農業委員さんから確認してもらったという説明がありましたが、そこを再度説明してください。
長代主任	お2人目の住所は記載の通りですが、農地は〇〇地区にある方でしたので、担当の委員さんに、最近も農地の耕作管理等行っていますかということを口頭で確認しております。どの程度ということは、あると思いますが、お2人とも確認しております。以上です。
内久保職務代理者	よろしいですか。その他、質問等ございますか。 (「なし」の声) 質疑を打ち切ります。採決いたします。議案第5号及び議案第6号について、特に意見がないものとしてよろしいですか。 (「異議なし」の声) 意見がないものとして決しました。次に協議事項、令和8年度最適化活動の目標の設定等についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。
大道係長	令和8年度最適化活動の目標の設定等についてご説明させていただきます。(資料各項目の説明)
内久保職務代理者	質疑をお受けします。 (城内推進委員 挙手) 城内推進委員。

	発言主旨
城内推進委員	最適化活動目標の中の、1人当たりの活動日数、月10日というのはどこで決めた数字なんですか。国ですか。
大道係長	国ではなく、岩手県農業会議で決定したということです。
内久保職務代理者	他に質疑等ございませんか。 （「なし」の声） 事務局の説明のとおり令和8年度最適化活動の目標と定めて、取り組むということよろしいでしょうか。 （「異議なし」の声） 異議がないということで以上の通り決しました。次に、報告事項に入ります。（1）久慈湊小学校移転改修事業に伴う農地転用の工事期間変更についてを議題といたします。事務局お願いします。
長代主任	報告事項（1）久慈湊小学校移転改築事業に伴う農地転用の工事期間変更についてです。 本件は、令和5年10月24日付で許可されている久慈湊小学校の移転改築事業に伴う農地転用案件についてのご報告です。 申請者より、当初計画していた工事期間内に学校建設工事が完了しない見込みとなったため、工事期間を延長する旨の申し出がありました。理由については、久慈湊小学校の移転先である学校用地における、軟弱地盤対策が難航したこと及び関係者間での協議成立に想定以上の時間を要したことにより、施工着手が遅れたことによるものです。 これについて、やむを得ないと認められたことから、転用工事期間を当初の計画である令和8年2月から令和9年3月に延長することとしましたのでご報告します。以上で報告事項（1）の説明を終わります。
内久保職務代理者	次に、報告事項（2）農地改良等届出書の提出についてを議題といたします。
長代主任	農地改良等届出書の提出がありましたので、ご報告いたします。土地の表示、申請人は記載の通りです。届出事由は、採草放牧地のかさ上げのためとなっており、完了予定は令和10年3月末となっております。以上で報告事項（2）の説明を終わります。

	発言主旨
内久保職務代理者	報告事項 (3) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の届出書の提出についてを議題といたします。
長代主任	報告事項 (3) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の提出についてです。土地の表示、届出人は記載の通りです。全部で 12 件あり、届出事由はすべて相続によるものです。以上で報告事項を終わります。
内久保職務代理者	報告事項 (4) 会務報告について、説明願います。
事務局長	(令和 8 年 2 月 21 日～令和 8 年 3 月 19 日 会務報告)
内久保職務代理者	報告事項 (5) 事務局職員の任免について、説明をお願いします。事務局長。
事務局長	事務局職員の任命につきましては、2 月の会議で会長に一任いただくことについて、委員の皆様から承認を受けたところでした。市長から、3 月中旬に人事異動についての協議の申し出があり、会長と協議し、同意する旨を市長部局に回答いたしました。そのあと、本日午前中に、人事異動の内示がありましたので、改めまして事務局職員の任免について、ご報告申し上げます。 (辞令書読み上げ) 事務局長は併任となり、農政課長が農業委員会事務局長を併せて拝命するといった内容となっております。私の発令ですが、市長部局への異動となり、農業委員会事務局から市長部局へ出向を命ずる内容となっております。 異動先は宇部市民センターとなります。以上で報告を終わります。
内久保職務代理者	4 月から事務局長となります木地谷農政課長についてご紹介させていただきます。課長職といたしましては、侍浜市民センター所長、生活環境課長、広域道の駅整備推進室長、学校建設推進室長を歴任し、令和 7 年 4 月から農政課長を務めております。 市職員としては、これまで多岐にわたる分野で経験を積んでおられます。また、農業者、委員の皆様とこれまでも連携しながら、いろいろと活動して参りました。以上のことから、事務局長としても適任

	発言主旨
事務局長	<p>と考えております。</p> <p>来年度の事務局の職員体制につきまして、事務局長お願いします。</p> <p>このたび、人事異動がありまして、事務局長が併任となり、私が異動となりました。私個人としては、まだまだ農業委員会で農政分野に携わりたいと思っていましたが、色々と力不足だったと感じております。また、委員の皆様には、いつも助けていただきながらの1年でした。本当にありがとうございました。</p> <p>そして、大道係長も異動となります。異動先は山形教育室・山形図書館・山形市民センターの係長となります。</p> <p>大道係長の後任ですけれども、商工観光課から柳久保一幸係長が参ります。そして、長代主任と富岡さんですが、継続でございます。2人は皆さまもご存じの通り、農業委員会の業務にこれまでも積極的に取り組んできております。来年度も、委員の皆様のご協力を得ながら、事務局を引っ張っていくと思っておりますので、ご指導ご支援のほどよろしく願いいたします。</p>
内久保職務代理者	<p>それでは大道係長からご挨拶をお願いします。</p>
大道係長	<p>4月1日付けで、教育委員会山形教育室へ異動内示を受けました。農業委員会事務局には3年在籍させていただきました。</p> <p>委員の皆様には大変お世話になりました。ありがとうございました。できましたら、今後も見かけましたら変わらず、お声がけをいただきたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。</p>
内久保職務代理者	<p>大変ご苦労さまでした。その他、皆さんから何かございますか。</p> <p>(成田委員 挙手)</p> <p>成田委員。</p>
成田委員	<p>利用状況調査のことです。この調査は農業委員の仕事だと思うんですが、提出された方が、およそ半分以下だったというお話を聞いております。平成6年度の経緯を、わからないわけですが、何かあってこういう経緯になっているのか、お伺いしたいと思っております。</p>
内久保職務代理者	<p>局長お願いします。</p>
事務局長	<p>利用状況調査は、委員の皆さまにお願いしております。6年度は提</p>

	発言主旨
	<p>出された方も、されていない方もあったと聞いております。</p> <p>確かに忙しい中だと思いますが、農業委員会として、農地利用状況調査票は、全部でなくてもよろしいので、出していただきたいと考えております。タブレットを使う方法であれば、やり易いのではないかと考えますが、今現在5台しかない状況です。何とか予算を獲得して、増やしていきたいという思いもありますが、なかなか現状予算措置の方も難しいというところもあります。調査方法も各地区によっては、皆さん協力してやっている地区もあるようです。来年度に向けて、事務局としても調査方法等について色々検討していたところですが、出さなくてもいいということではございません。できる範囲のところからお願いしたいと思っております。</p> <p>(成田委員 挙手)</p>
内久保職務代理者	成田委員。
成田委員	去年もそうだった、今年もそうだった。何か問題があれば、それを整理して、前に進める方向を考えていかなきゃならないのではないのでしょうか。
事務局長	<p>利用状況調査ですが、来年度はないというわけではなく、また継続していきますので、やり方や記入方法の説明等、皆さまにご協力いただけるような調査になればいいと思っています。提出された委員の方からお聞きしたり、他の市町村からも聞いたりして、色々な方法も研究はしているところでしたが、今年度はそこまで至らずというところでした。</p> <p>まずは、やれるところからやっていくしかないと思っております。これからも研究して改善していきたいと思っております。</p>
内久保職務代理者	<p>来月から新年度になりますが、調査票に関しては、また協議していくことにしましょう。その他ございませんでしょうか。</p> <p>(城内推進委員 挙手)</p> <p>城内推進委員。</p>
城内推進委員	<p>利用状況調査ですが、ドローン等使って、航空写真を撮ってそれを点検するという方法とか、合理的な考え方がないのかなと思うんです。利用状況調査は国の方針なのか、農業会議の方針なのかを明確にして欲しいと思っております。</p>

	発言主旨
事務局長	利用状況調査ですが、農地法により定められているものです。
内久保職務代理人	他に何かございますか。 （「なし」の声） 事務局から何かございますか。
長代主任	最後に事務連絡です。令和 8 年度総会現地調査日程をお配りしました。来年度 4 月以降の総会の開催予定日と現地調査予定日、担当委員のお名前を載せております。 この日は都合がつかない等ございましたら、変更可能ですので、ご連絡いただければと思います。 日程も都合によっては変更になる場合がありますので、その時はお知らせいたします。以上です。
内久保職務代理人	この件についてはよろしいですか。 （「異議なし」の声） それでは以上をもちまして、第13回久慈市農業委員会議を終了いたします。大変ご苦労さまでした。
15 : 00	終了